

安全保障理事会決議 2363 (2017)

2017年6月29日、安全保障理事会第7989回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンにおける状況に関するあらゆる安保理の従前の諸決議および議長諸声明を再確認しそしてこれらの完全遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約並びにスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と協働する安保理の決意を再確認し、

同地域における国家間における国際紛争の平和的解決、善隣、不干渉および協力の諸原則の重要性を想起し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国に対して限定的であることを認識し、また S/PRST/2015/22 を想起し、

女性、平和および安全に関する、子どもと武力紛争に関する、人道および国際連合要員の保護に関する、そして武力紛争における文民の保護に関するあらゆる安保理の関連諸決議を想起し、

国際の平和および安全の維持についての安全保障理事会の主要な責任を害することなしに、アフリカにおける、とりわけスーダンにおける平和と安全の維持に関して、国際連合憲章の第八章に適合して、国際連合とアフリカ連合との間のパートナーシップの重要性を強調し、

現在の状況

政府軍と叛徒集団との間の軍事的対立の減少および 2017年6月までのスーダン政府によるまた

2017年11月までのスーダン解放軍ミニ・ミナウィ派（SLA/MM）および正義と平等運動（JEM）／ジブリール派による敵対行為の一方的停戦の発表を歓迎し、

スーダンの外の紛争地区におけるダルフル武装運動の存在に懸念を表明し、北部および東部ダルフルにおける最近の衝突に更なる懸念を表明し、敵対行為の一方的停戦の違反を非難しそして全ての当事者に対し、自らの敵対行為の一方的停戦を守りそして恒久的停戦に直ちに合意することを促し、

ダルフルにおける紛争の全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員に対する攻撃を含む、暴力を直ちに止めるという安保理の要求をくり返し表明し、

治安情勢における全体的な改善を歓迎し、ダルフルにおける全体的な治安状況は、民兵集団の活動、スーダン政府と武装運動との間の紛争におけるまた共同体間の紛争における主要な関係者となってきたスーダン政府軍の補助部隊への民兵の編入の故に依然として不安定なままであること、そしてダルフルにおける文民に対する危険な状態と脅威、大規模な暴力の原因でありまた法の支配の確立を損なっている兵器の蔓延、山賊行為および犯罪行為並びに法の支配の欠如を更に悪化させていることに懸念を表明し、

共同体間の紛争は、依然としてダルフルにおける主要な暴力源の一つのままであることに留意しそして準軍事的部隊と種族の民兵の関与を含む、土地、資源へのアクセス、移住問題および種族の対立を巡る現行の共同体間紛争、並びに文民に対する執拗な攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに紛争が依然として対処されない原因である非常に重要な不満の種に懸念を表明し、

前年に比較して、ダルフルにおけるスーダン警察の存在が増加していることを歓迎し、スーダン政府に対し、ダルフルにおける警察官の数と存在を増し続けることを促し、国際的な人権基準に沿って、率先した環境を確立することと刑事責任の免除と闘うことに対する効果的な警察と法の支配機関の重要性を強調し、そしてスーダン警察がダルフルにおけるその存在を増加してきた一方で、あらゆる現場を十分に扱いそして共同体を保護する能力に欠け、またダルフル中の司法および矯正機関の存在と能力は限定されておりまた重大な犯罪に対する刑事責任の免除は依然として広範であることに留意し、ダルフル中に追加の警察、矯正および司法の人的並びに物質的資源の展開を通して法と秩序を回復する地方政府による取組を認め、これらの取組は、あらゆる差別なしに、特に女性の権利の違反と侵

害および性的やジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対する違反と侵害に関して、一般住民のための率先した環境を高めるため定着させられまた拡大されるべきであることに留意しそしてこの目標に向けた国の政治的指導力の重要性を想起し、

国際人道法の違反および人権違反と侵害に責任を有する者は、責任を問われなければならないことそしてスーダン政府が、その領域の範囲内とその管轄権の対象となっている文民を、人道に対する罪と戦争犯罪からの保護を含めて、保護する主要な責任を負っていることを強調し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらすダルフールにおける平和と安全に対する脅威、並びに不発弾により与えられる文民に対する継続した脅威に懸念を表明し、

人道状況および移送

2017 年の第一四半期における新しい移送者の水準が減ったことを歓迎する一方で、追い立てられたと言われているがアクセスの制約の故に検証できなかった多数とともに、140,000 人以上のまた、追い立てられそしてその後自らのもとの場所に戻った追加の 40,000 人の移送を武力紛争が、誘発した、2016 年の移送者の増加、ダルフールにおける長期の国内避難民 (IDPs) の予測される総計が 270 万人まで増加していることそして 210 万人の人道援助を必要としている人々の総数、に深い懸念を表明し、

ドナー、ダルフールにおける地域当局およびスーダン政府に対し、国際連合国別現地チームを含む、必要としているものに届くために必要な財政的資源を提供すること、また平和構築への移行を支援する策定活動に取りかかることを求め、そしてスーダン政府と地域当局に対し、開発関係者のアクセスを改善することを含む、そのような活動の提供に資する環境を確保することを促し、

防護環境における幾つかの改善に留意し、IDPs が、キャンプの外で生命維持活動を行っている時、殺され、レイプされまたはいやがらせさせられているものを含む深刻な安全上の課題に彼らが直面し続けていることまた 2016 年と 2017 年の第一四半期における人権違反と侵害の増加および紛争関連の性的やジェンダーに基づく暴力の心配なレベル並びに子どもに対する深刻な違反に懸念を表明し、

平和構築への移行を可能にするため、ダルフル全土で、紛争の根本原因に対処しているまた法の支配と人権に対する尊重を強化することを通したものを含めて、国家権限を拡大しているスーダン政府の重要性を強調し、

ダルフルにおける人道および安全状況、並びに地域当局の能力の欠如が、援助から安定と開発活動への移行を妨げていることに懸念を表明し、スーダン政府に対し、関心のあるドナーの支援を得て、ダルフル和平フォローアップ事務所が、以前のダルフル地域当局と委員会の活動の実施を継続するため適切に資金の援助を受けていることを確保することを促し、ドナーとスーダン政府に対し、2013年4月のドーハにおける会議において為された約束を含めて、時宜を得たやり方で自らの誓約を果たしそして自らの義務を遂行することを促し、開発が、ダルフルにおける永続的な平和を支援できることを確認し、そしてドナーに対し、ダルフル開発戦略を支援しそして自らの資金提供が、ダルフルの現在の開発の必要性に適切に合っていることを確保することを求め、

必要としている住民への人道援助の妨害のないアクセスと自らが支配している地区における人道支援要員とその活動を確保するという、並びにその職務権限の行使においてダルフルにおけるあらゆる地区およびあらゆる時にアフリカ連合・国際連合同合同ミッション（UNAMID）に妨害のない移動の自由を保証するという、スーダン政府とドーハ・ダルフル和平文書（DDPD）のその他の署名者により為された公約を想起し、そして DDPD の実施を評価することにおける履行フォローアップ委員会（IFC）の役割を更に想起し、

業務上の課題

UNAMID および人道要員に対する移動の自由における並びに UNAMID 職員に対する査証の発給および UNAMID コンテナの処理における改善を歓迎するが、ダルフル全体の夜間パトロールの実施に関するスーダン政府からの制限と UNAMID が共同体間紛争の事例がある地区にタイミング良く到達することを妨げている制限を含む、制限が変わらぬ立場にあること、また官僚主義的な障害を含む、UNAMID に課された障害が、UNAMID の幾つかの構成部分、特に人権部門を標的とした査証の制限を含む、その任務を果たすその能力を危うくし続けていること、そして UNAMID コンテナの処理における現行の遅延に懸念を表明し、あらゆる後方支援問題について UNAMID と人道要員と協力するとい

うスーダン政府の公約を認識しそしてスーダン政府に対し、人道要員と UNAMID が基本的な必要性に対処することの支援に働くことができることを確保するため、その公約を完全に切れ目なく果たすことを求め、

政治情勢

ダルフルールにおける紛争に軍事的解決はありえないこと、そして包括的な政治的解決が平和を再構築することにとって欠くことのできないことをくり返し表明し、土地、水およびその他の資源の管理を含む、紛争の根本原因、そしてダルフルールの人々にとって本当の利益を迅速に提供すべきである、持続可能な平和に向けた調査において、他のものに対する以上に一つの集団に向けたスーダン政府による偏見と認められるものに十分に対処することの重要性を強調し、これに関連して、ダルフルールにおける和平プロセスにとってまたその加速された実施にとって実行可能な枠組としての DDPD、並びに AU ハイレベル履行パネル (AU-HIP) 行程表の実施および仲介された和平会談に対する安保理の支持をくり返し表明し、

スーダン政府および武装運動による AU-HIP 行程表の署名を歓迎し、全ての当事者に対し、行程表の第一段階に適合した当事者間の敵対行為の停止および人道援助の協定の署名を含む、行程表の履行に関する直ぐの進展を行うことを促し、そして非署名集団に対し、遅滞なく署名することを更に促し、

国の文書の採択および首相としての第一副大統領のその後任命並びに国民統一政府の成立を含む、2016年10月のスーダン国民対話の進展を認め、そしてスーダンにおける主要な反対派集団が、実行されている過程が、悪い政治的なまた人権の傾向を起こしていたという懸念から国民対話にまだ参加してきていないことに留意し、スーダン政府が、国民対話過程に参加するため、まだ参加していない反対派集団に対する開放性を表明してきたことに留意しそしてスーダン政府に対し、国の文書において合意された勧告を実施することに関する様式に貢献することによるものを含めて、まだ参加していない反対派集団がこの過程に貢献することをそして新しい憲法の草案を作ることにおいて国民対話過程に参加することを可能にするであろうより包括的な環境を創造することを奨励し、

DDPD の実施における進展を促進する UNAMID の能力は、遅延およびスーダン政府と非署名武装運動との間の包括的な政治的解決がないことにより邪魔されていることに留意し、

地域紛争解決メカニズムが、天然資源を巡る紛争を含む、共同体間の紛争を防止することと解決することにおいて重要な役割を果たすことに留意し、地域の一般住民へのその対応する影響とともに、暴力をもたらしている地域紛争を防止するための効果的な取組の強化増大を促し、UNAMID の支援を得た、スーダン当局の取組および特にダルフル・コミュニティベース平和と安定化基金（DCPSF）を通じた、国際連合国別現地チームの取組を認め、これに関連して、UNAMID と国際連合国別現地チームからの支援を得た、幾つかの共同体間の和平協定の励みになる締結を歓迎し、そしてこれらの紛争に対する持続可能な解決を見出すスーダン政府と共同したその継続的活動を促し、

ダルフルにおける紛争の根本原因に対処するためそして持続可能な平和を促進するため、スーダン政府との緊密な相互作用で着手された、地域的なまたその他の自発的活動を歓迎し、タボ・ムベキ大統領により主導された、AU-HIP の取組および和平プロセスを再活性化しそしてその包摂性を増すための国際的な、地域的なまた国内の取組に対する支援を通じたものを含めて、ダルフルにおける平和、安定および安全を確保する共同特別代表（JSR）の取組を称賛し、

全ての当事者に対し、国際人権法および国際人道法の下での自らの義務を遵守することを求め、説明責任を確保することまたダルフルにおける全ての当事者により犯された、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、犯罪の実行者を訴追することを通じたものを含めて刑事責任の免除を終わらせることに安保理が加えた重要性を強調し、スーダン政府に対し、これに関連したその義務を遵守することを促し、特に性的およびジェンダーに基づく暴力の事例に関する、スーダン政府により任命されたダルフル担当特別検察官による現在進行中の調査を歓迎し、そして全ての側の実行者に関するこれに関連した更なる進展を求める必要性を強調し、特別裁判所の手続の UNAMID とアフリカ連合の監視を規定している了解覚書案についての迅速な進展に対する呼びかけをくり返し表明し、そしてスーダン政府に対し、UNAMID に対する攻撃を迅速に調査し、そして実行者を訴追することを求め、

スーダン全体の安定並びに同地域に関するダルフルにおける不安定の有害な効果についての安保理の懸念を再確認し、そしてダルフルとより広範な地域の平和と安定を達成するため、兵器の密輸などの、国境を越えた問題に対処するため地域の国家の関係者との間の協力を奨励し、そして決議 1556（2004）の第 9 項および決議 1591（2005）の第 7 項に含まれ、決議 1945（2010）の第 9 項と決議 2035（2012）の第 4 項で更新された武器禁輸をこれに関連して想起し、

ダルフルールにおける平和と安定を促進することに向けた UNAMID の取組を称賛し、そして UNAMID に対する安保理の十分な支援をくり返し表明し、

2017 年 5 月 18 日の事務総長とアフリカ連合委員会委員長の特別報告書 (S/2017/437) (特別報告書)と UNAMID に関する 2017 年 6 月 14 日の事務総長報告書を歓迎し、

スーダンにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定して、

1. UNAMID の職務権限を 2018 年 6 月 30 日まで延長することを決定する。

2. 特別報告書における事務総長とアフリカ委員会委員長の勧告に留意し、ジュベルマラ地区におけるそして最近戦闘がないダルフルールの他の地区における軍事的保護、爆発性戦争残存物の除去および緊急援助に焦点を絞っている二方面からの対処方法を、文民を保護することを続けること、共同体間紛争を仲介することそして DDPD に規定されそしてアフリカ連合治安部門改革枠組により指導された治安部門改革関連問題についてフォローアップすることと同時に、状況を安定させること、警察を支援することそして法の支配機関の構築を助けることに焦点を絞っている対処方法を、並びに DDPD の実施を、求める勧告を支持する。

3. ダルフルールのあらゆる地区における状況を再検討の下に置き続け、UNAMID 部隊の地理的展開の定期的再検討を実施しそして状況が要求するようなダルフルール全土の進展に対応する UNAMID 内の柔軟性を維持する必要性を強調する。

4. UNAMID の再構成は、迅速且つ適切に脅威に対応する改善された能力により効果的に軽減されなければならないことを強調する。

5. これらの勧告に沿って、この決議の採択の日からその 6 か月後まで (「第一段階」)、UNAMID の部隊および警察の承認された上限は、最大 11,395 名の軍事要員、個人の警察官と編成された警察部隊の構成員を含む 2,888 名の警察官で構成されるまで削減されるものとすることを決定する。

6. 事務総長およびアフリカ委員会委員長に対し、UNAMID と協議して、2018 年 1 月 1 日までに、以下のことについて書面による評価を提供することを要請する。

- (i) 特別報告書において勧告された再構成の第一段階を実施することにおける進展。
- (ii) 保護の必要性を含む、UNAMID が撤退した地区における第一段階削減の影響、人権違反と侵害並びに国際人道法違反、および人道援助を提供する救援関係者の能力。
- (iii) UNAMID が拘束を受けない移動の自由とダルフル全土で人道援助の提供とゴロにおける暫定的な活動基地の設立を含む、必要に応じて、UNAMID の活動基地を開設しまた閉鎖する柔軟性、並びに撤退してきた地区へのものを含む、ダルフル全土の地区へ、妨害または障害なしに、戻る UNAMID の命じられた部隊の能力を促進する能力を確保することを含む、UNAMID との南スーダン政府の協力。
- (iv) 通関手続および査証に関するものを含む、UNAMID に対する官僚的妨害の除去。
- (v) 現場における条件が、引き続き更なる削減に資するままであるかどうか。

7. 2018 年 1 月 31 日から、特別報告書における勧告を考慮しつつ、UNAMID の部隊と警察の上限を更に削減すること（「第二段階」）、そして 2018 年 6 月 30 日までに、この決議の第 6 項で要請された評価の結果を考慮しつつ、安全保障理事会が、削減の範囲とペースを調整することを決定しない限り、UNAMID の部隊と警察の承認された上限は、8,735 名の軍事要員と個人の警察官と編成された警察部隊の構成員を含む 2,500 名の警察要員で構成するまで削減されるものとすることを決定する。

8. 徐々に発展している安全状況の文脈において、同派遣団の更なるあらゆる工夫は、達成条件に対する進展および現場での条件に基づくべきであり、また徐々に、段階的に実行された、柔軟なそして可逆的な方法で実施されるべきこと、そして制服部門における削減は、同派遣団の混成の性質を保存しまた最高に機能している派遣部隊の維持を優先させるべきことを強調する。

9. 職員の水準が、改正された職務権限を実施するのに合うことを確保するため UNAMID の包括

的な文民の人員配置の再検討を実施する意図を歓迎しそしてダルフールにおける安定している状況にますます焦点を絞ることを含めて、UNAMID の再構成に従って、適切な人員配置水準の必要性を強調する。

10. 決議 2296 (2016) において定められたように、UNAMID の戦略的優先事項は、以下であることを再確認する。

(a) 文民の保護、人道援助の促進および人道要員の安全と防護。

(b) 国のレベルでの現在進行中の民主的変革を考慮する一方で、DDPD に基づき、スーダン政府と非署名武装運動との間の仲介。

(c) スーダン政府、国際連合国別現地チームおよび市民社会と協力して、その根本原因に対処する措置を通したものを含めて、共同体間紛争の仲介に対する支援

11. UNAMID が、あらゆるその活動を合わせそしてこれらの優先事項の達成にその資源の使用を向け続け、これらの優先事項に合っていない全てのその他の任務を中止しそしてそれに応じて同派遣団を主流化することを続けることを要請し、UNAMID 部隊のあらゆる部門、警察および文民部門に対し、統合された方法で協働することを要請し、UNAMID、ダルフールで活動している国際連合国別現地チームおよびその他の国際連合組織に対し、統合を強化することを奨励し、そして UNAMID と国際連合国別現地チームとの間の適切な任務の配分と調整の重要性を強調する。

12. UNAMID が、(a) ダルフール中の文民の保護 ; (b) 国際法と人道援助に関する国際連合指導原則の関連する規定に従って、安全な、時宜を得たそして妨害のない人道的アクセスおよび人道要員と活動の安全と防護を確保すること、に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定に優先権を与え続けなければならないことを再確認し、そして UNAMID に対し、これらの目的の達成のためのその任務全体の包括的な戦略の実施において、国際連合国別現地チームとその他の国際的なまた非政府の関係者と協力して、その能力の使用を最大化することを要請する。

13. 安全状況を安定させそして改善した国家権限の回復を支援することを含めて、協働するため、

地方当局を含む、スーダン政府、国際連合組織および開発関係者の間の調整と協力の必要性を強調する。

14. 憲章第7章にもとづいて行動して、決議 1769 (2007) の第 15 項において定められ、この決議の第 15 項において更に詳述された必要な行動を取る承認を延長することを決定し、そして UNAMID に対し、それ自身およびその職務権限に対するあらゆる脅威を阻止することを促す。

15. UNAMID の職務権限は、以下の任務を含むものとすることを決定する。

(a) 文民の保護、人道援助の促進および人道要員の安全と防護。

(i) 文民を保護するスーダン当局の主要な責任を害することなく、その優先順位を追求してまたその職務権限の積極的な防衛においてより予防的なまた先制的な態度に移ることを、特に、続けることを通して、女性と子どもを含む、ダルフル中の文民を保護すること；早期警戒の強化；紛争の危険が高くまた IDPs が多く集まっている地区における率先した軍事的展開および積極的で効果的なパトロール；UNAMID 部隊の地理的な展開の定期的な再検討を通じたものを含めて、文民に対する暴力の脅威へのより迅速且つ効果的な対応；IDP キャンプ、隣接した地区および帰還地区の安全を確保すること。

(ii) 文民に対する脅威と攻撃を特定し且つ報告しまた予防計画と対応計画を実施しそして軍民協力を強化すること。

(iii) 人道の協力機関やその他の関連する協力機関と緊密に協議して、ミッション全体の文民保護戦略を十分に実施しそして提供すること。

(iv) スーダン政府と調整して、人権と説明責任の国際基準に従って、IDP キャンプにおけるまた移民経路に沿った安全を提供することを含めて、共同体の治安を維持することの策定と訓練を含む、ダルフルにおけるスーダン政府警察の能力構築を支援すること。

(v) 国内避難民のためのキャンプにおける率先した巡視警備活動を通して監視すること。

- (vi) 国内機関を支援して技術的な地雷除去活動の助言と調整並びに地雷除去能力を提供すること。
- (vii) ダルフール和平協定、DDPD そして人権と法の支配に関するその後のあらゆる協定の規定の実施を支援し、そして人権に関する監視と報告、効果的と制度策定、当局との政策提言およびダルフール特別裁判所を含む、移行期司法と人権機関を強化するための能力構築の強化を通し、また土地紛争やその他の共同体間紛争の推進者に対処する避難した住民の自発的帰還にとって主要であるダルフール地区における助言と後方支援の提供を通した刑事司法機関や農村裁判所の設立を支援することを通したものを含む、全ての者への効果的な保護が確保される、人権の尊重、説明責任および法の支配に資する環境の創造に貢献すること。
- (viii) 共同体間紛争を減らし、説明責任を高めそして避難した住民の自発的帰還に資する条件を創造する手段としての、地方の紛争解決制度に対する技術的および兵站的支援の提供を通して、ダルフール全体の国家権限を拡大することにおいてスーダン政府と地方の政府当局を支援する。
- (ix) 脆弱な集団に特に注意して、ダルフールにおける人権を保護し促進するための取組に貢献するため、ダルフールにおける適切な人権、児童保護およびジェンダーの存在、能力および専門知識を確保すること。
- (x) 女性と子どもに対して犯されたものを含む、人権侵害や違反、および国際人道法違反並びに事務総長の定期的な隔月報告書の一部としてこの問題について安全保障理事会に対する事務総長による強化された、詳細な、完全且つ公の報告を監視し、検証しそして当局の注意を引くこと。
- (xi) ダルフール和平協定、DDPD および女性と子どもの権利を維持することに関するあらゆるその後の協定に含まれた規定の履行を支援すること。
- (xii) 人道援助の効果的で妨害のない提供と必要としている人々への完全なアクセスを促進すること。
- (xiii) 人道援助の提供のために必要な治安条件の創造に貢献することまた自らの故郷への難民とIDPsの自発的なまた持続的な帰還を促進すること、そして国際的な基準に沿ってIDPsの自発的な

帰還のための持続的な解決を見出すことにおいて政府を支援する。

(xiv) 国際連合・アフリカ連合要員と人道支援要員の安全と移動の自由を確保するため、その展開の地区においてまたその能力の範囲内で、混成の作戦要員、施設、設備および装備を保護すること。

(b) スーダン政府と非署名武装運動との間の仲介

(i) ダルフールにおける敵対行為の停止と人道的アクセスに関する交渉を含めて、スーダンおよび南スーダン担当特使と調整と共同して、スーダンにおける AU-HIP 主導の和平プロセスを支援すること。

(ii) ダルフール和平協定、DDPD およびその後の協定の履行を支援しそして監視すること。

(iii) ダルフールにおけるあらゆる和平協定の補足的履行について、特にそれらの合意の国内規定に関して、また国の暫定憲法の遵守に関して、助言すること。

(iv) ダルフール地域当局の残余機関に対する技術援助と兵站的支援の提供を通じたものを含めて、帰還、国内対話、司法、和解および土地に関連する規定に特に焦点を絞って、その能力の範囲内で、ダルフール和平協定、DDPD およびあらゆるその後の協定の履行を支援すること。

(v) 政治的代表、経済的な地位と能力の強化およびジェンダーに基づく暴力からの保護を通じたものを含めて、和平プロセスに参加する女性の能力の利用において支援すること。

(c) 根本原因に対処する措置を含めて、共同体間紛争の仲介を支援する。

(i) 土地、資源に対するアクセス、移民問題および部族の競争などの共同体間の紛争の根本的な突き動かすものを解決することを含めて、ダルフールの各県における共同体間の紛争の予防と解決に関する行動計画を策定するため、スーダン政府、部族や民兵の指導者、国際連合国別現地チームおよび市民社会と協働することにより地方の紛争解決手続を支援することを通じたものを含めて、共同体間の紛争の仲介を支援すること。

(ii) 土地問題、資源に対するアクセス、移民問題および準軍事的部隊と部族の民兵の関与とを含む、部族の競争を含む、紛争の根本原因に対処する法的および制度的枠組の実施を支援すること。

(iii) とりわけ、連邦政府からダルフル県への公平なやり方で資源を移転するその取組において、全ての利害関係者と地方の政府当局を支援すること、そして復興計画と土地の使用と補償問題に関する既存のまたその後の協定を履行すること。

(iv) 憲法上の再検討過程にその包摂を奨励することを通じたものを含めて、ダルフル内部対話 (DIDC) の履行を支援すること。

16. この決議で強調された支援を提供するため国際連合国別現地チームに対する適切な資源を提供することの重要性を強調しそして加盟国と関連する組織に対し、必要な自発的資金提供を提供することを考慮することを奨励する。

17. UNAMID の有効性を増す取組を歓迎し、そしてこれに関連して、UNAMID がダルフル全体でのその軍事的展開において高度な柔軟性を確保すべきでありまた個々の警察官の現場での存在を高めるべきことを強調しそして事務総長に対し、この必要性を反映した UNAMID 部隊および警察要員派遣国と国際連合との間の了解覚書 (MoUs) と部隊要件ステートメント (SURs) を確保することを求める。

18. UNAMID に対し、国際連合以外の治安部隊に対して提供されたあらゆる支援が、国際連合以外の治安部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を厳格に遵守して提供されることを確保することを要請し、そして事務総長に対し、安全保障理事会への彼の報告書に同政策の履行において為された進展を含めることを要請する。

19. UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA)、国際連合南スーダン共和国使節団 (UNMISS)、国際連合リビア支援ミッションおよび国際連合中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA) を含む、同地域における国際連合ミッション間の緊密な調整を促し、そして事務総長に対し、効果的なミッション間協力を確保することを要請する。

政治情勢

20. ダルフールの和平プロセスのアフリカ連合と国際連合の促進のための枠組に基づいて、非署名運動の更新された関与を通じたものを含めて、和平プロセスを再活性化しそしてその包括性を増すための JSR の取組を称賛し、その仲介努力に同時性をもたせることにおいてまたスーダン政府とダルフル武装運動との間の直接交渉における進展を生み出すことにおいて AU-HIP とスーダンおよび南スーダン担当国際連合特使との JSR の調整の強化を歓迎する。

21. 同文書への SLM-第二次革命の加入、以前の叛徒のスーダンの権力構造への陶業および現行の DIDC を含む、DDPD の構成部分の実施において進展が為されてきたことを歓迎するが、しかし補償に関連した規定および IDPs と難民の帰還を可能にすることに資する環境の創造を含む、全体の履行において遅れが続いていることに懸念を表明し、署名当事者に対し、完全に DDPD を履行することを促し、ダルフル地域当局の決まった場所へのダルフル和平フォローアップ事務局の設立を認めそして同政府および署名当事者に対し、その下で設立された機関が、自らの職務権限を実行するため資金援助を受けていることと権限を与えられていることを確実にすることを促し、非署名武装運動が、DDPD の履行を妨げることを自制することを要求し、そして UNAMID と国際連合国別現地チームに対し、DDPD の履行の支援に十分に関与し続けることを奨励する。

22. 2016 年 10 月の国民対話のつい最近の段階の結論と首相としての第一副大統領の任命を含む、2017 年 5 月の新政府の成立に留意し、スーダン政府に対し、包括的なやり方での国民対話勧告の履行を含む、政治過程に反対派が参加することに資する環境を支援することを奨励する。

23. AU-HIP の活動の重要性を強調し、紛争の全ての当事者に対し、完全に AU-HIP 行程表を履行するため、AU-HIP と前向きに関与することを奨励しそしてこれに関連してスーダン解放軍アブドゥル・ワヒード派 (SLA/AW) を含む、仲介過程に参加することを拒絶しているものの態度を非難し、SLA/AW に対し、包括的で持続可能な和平協定に向けた第一歩として敵対行為の停止を達成するため、前提条件なしに、和平プロセスに参加することを促し、和平プロセスを邪魔するあらゆる当事者に対し追加の措置を課すことを考慮する安保理の意図を表明する。

24. 女性と IDPs の完全且つ効果的な参加を含む、参加者の市民的および政治的権利を十分に尊重した包括的な環境において行われるダルフルールに基づく国内対話に対する安保理の支援を再確認する。

25. 文民に影響する共同体間紛争、犯罪行為および山賊行為を緊急に終わらせることを求め、共同体間紛争を仲介するスーダン当局と現地の仲介者の取組を認め、和解と対話を更に求め、共同体間紛争の根本原因に対する持続可能な解決の必要性を強調し、そして UNAMID の職務権限と戦略的優先事項の枠組の範囲内で共同体間紛争の仲介を支援するその取組を強める UNAMID の意図を歓迎する。

安全

26. 同地域に安定したまた永続的な平和をもたらすため、ダルフルールにおける紛争の全ての当事者が、あらゆる暴力行為を直ちに止め、そして持続的で永続する停戦を引き受けることを要求する。

27. 決議 2106 (2013) に従って、紛争の当事者が、性的およびジェンダーに基づく暴力のあらゆる行為を直ちに止め、そして性的暴力と闘うための具体的且つ期限を定めた公約を行いそして履行することを要求し、スーダン政府に対し、国際連合およびアフリカ連合の支援を得て、性的暴力に関する紛争が包括的に対処されることになる構造的枠組を策定すること、性的およびジェンダーに基づく暴力の事件の包括的報告と事件への対応を可能にし、性的暴力の被害者に対するサービス提供へのアクセスを認めまた実行者の責任を問うため、UNAMID と協力することを促し、UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力と女性保護助言者の速やかな展開を通したものを含めて、それと闘うために取られた行動についてのその報告を強化することを要請し、事務総長に対し、和平プロセスの、特に紛争解決、紛争後の計画立案および平和構築におけるあらゆる段階の期間中の、女性の市民社会組織を含む、女性の完全且つ効果的な参加を支援することを含めて、諸決議 1325 (2000)、2242 (2015) また女性、平和および安全に関するその後の諸決議の関連規定が、履行されることを確実にすること、そして安保理に対する彼の報告にこのことについての情報を含めることを要請し、UNAMID に対し、これらの作業の実施を監視しそして評価することを更に要請しまた事務総長に対し、安保理への彼の報告にこのことについての情報を含めることを要請する。

28. 紛争の全ての当事者が、子どもに対するあらゆる違反と侵害を直ちに止めることまたスーダン政府が実行者の責任を問うことを要求し、その軍隊と治安部隊における子どもの勧誘と使用を、特に、

終わらせるため、2016年3月にスーダン政府により署名された、武力紛争時の暴力から子どもを保護する行動計画の採択とその実施において為された進展を歓迎し、そして SLA/MM と JEM ジブリールに対し、子どもの勧誘と使用を完全に終わらせるためのその各々の行動計画の履行を促進することを促し、紛争の全ての当事者に対し、2017年6月22日に採択された、武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により合意された子どもと武力紛争に関する結論を履行することを促し、そして事務総長に対し、以下のことを確実にすることを要請する。

(a) 子ども保護助言者の展開を通したものを含めて、ダルフルールにおける子どもの状況の継続的監視と報告そして事務総長に対し、安保理への彼の報告においてこのことに関する情報を含めることを要請する。そして

(b) 決議 1612 (2005) と子どもと武力紛争に関するその後の諸決議に従って、上記行動計画の策定と実施に向けた紛争の当事者との継続した対話。

29. 共同体間紛争と文民に対するその他の攻撃から生じたあらゆる殺害を強く非難し、現地の／伝統的な紛争メカニズムは、重大な犯罪と共同体間紛争から生じる人権侵害並びに大量殺害、傷害、財産と暮らしの破壊などの暴力に対処することにおいて限界があることを認識し、これらの共同体間紛争の頻発する性質と文民保護、平和および安定に対する脅威に留意し、スーダン政府に対し、UNAMID と国際連合国別現地チームの支援を得て、ダルフルールにおける共同体間紛争の状況における人権侵害と違反並びに民兵により行われた攻撃に対する責任を確保することを通して、現行の刑事責任の免除に対処することを促す。

30. 武器、とりわけ小型武器の拡散および民兵によるものを含む、そのような武器の文民に対する使用に深い懸念を表明し、UNAMID に対し、自らの活動を容易にするため決議 1591 (2005) により設立された専門家パネルとこの文脈において協力し続けることを要請し、また UNAMID に対し、スーダン DDR 委員会に対し技術的また兵站的援助を提供し続けることを奨励しそしてスーダン政府に対し、UNAMID と十分に協力して、正真正銘のまた包括的な武装解除過程を実施することを促す。

人道状況および移送

31. 性的およびジェンダーに基づく暴力のあらゆる形態に関するものを含む、国際人道法のあらゆる違反と人権の違反と侵害、とりわけ文民を故意に標的にすること、無差別なまたは過剰な攻撃を非難し、そしてダルフルールにおける全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員を標的とする攻撃を直ちに止めること、そして適用可能な国際人権法と国際人道法の下での自らの義務を遵守することそしてスーダン政府が実行者の責任を問うことを要求する。

32. ダルフルールにおける現在進行中の人道危機にまた人道要員と施設に対する脅威と攻撃に重大な懸念を表明し、2016年12月に人道援助委員会により発出された命令に由来している人道アクセスにおける改善を認めるがしかしこれらは十分に実施されていないことに懸念を表明し、人道組織が、新しい住民に対して、支援を拡大できてきていることを歓迎し、そして脆弱な住民が居住している幾つかの紛争地区に対するアクセスが、依然として制限されていること、幾つかの紛争地区が、到達しがたいこと、そして危険な状態、犯罪行為、政府軍、民兵集団、および武装運動による移動の制限、人道支援要員に対する攻撃、紛争の当事者によるアクセスの拒否およびスーダン政府により課された官僚的障害のためにダルフルールの幾つかの部分における人道アクセスに関する現行の制限に懸念を表明する。

33. 人道関係者のための利用可能な資金が不十分なことについて懸念を表明し、人道組織に対する査証と渡航許可の時宜を得た発給、技術協定と要員の勧誘と雇用に関する制限の削減並びにパートナーの選抜の必要性を強調し、そしてスーダン政府、スーダン政府軍の補助部隊を含む、全ての民兵集団、武装運動および全てのその他の利害関係者が、人道組織と救援要員の安全な、時宜を得たそして妨害のないアクセスまた国際法の関連する規定と人道、公平、中立および独立を含む、国際連合人道援助指導原則に従って、ダルフルール全体で必要としている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求する。

34. 裁判外の殺害、武力の過度の使用、文民の拉致、性的およびジェンダーに基づく暴力行為、子どもに対する違反と侵害、並びに恣意的逮捕と拘禁に関するものを含めて、ダルフルールにおける、またダルフルールに關した、人権違反と侵害の増加を非難し、スーダン政府に対し、そのような違反や侵害の申立を調査しそして責任を有する者を訴追することを求め、市民社会の構成員、IDPs および UNAMID の人権監視員を含む、そのように拘禁されたあらゆる者の状況について深い懸念を表明し、その現在の職務権限の範囲内で、そのような事例を監視する UNAMID とその他の関連する組織の能力を確保することの重要性を強調しそしてこれに関連してスーダン政府に対し、この目標の達成に向けて UNAMID

に対する十分な協力を拡大することそして被害者に対して説明責任と司法へのアクセスを提供することを促し、スーダン政府に対し、ダルフルールにおける緊急事態を撤廃するというその公約を遂行すること、全ての政治犯を釈放すること、自由な表現を確保することそして UNAMID 職員を逮捕することと拘禁することを自制することによるものを含めて、UNAMID 監視者のアクセスと移動の自由を確保することによるものを含む、その義務を十分に尊重することを求める。

35. 避難した者の自らの出生地区への帰還または移送された現在の地区への再定住を見たいというスーダン政府の公にされた要望に留意し、あらゆる帰還は、安全であり、自発的でありまた適用可能な国際法に従うべきであることを強調し、そして難民と IDPs にとって威厳のあるまた恒久的な解決を達成することの、またこれらの解決の計画立案と管理に彼らが十分に参加することを確保することの重要性を更に強調する。

36. ダルフルールにおける紛争の全ての当事者が、難民と IDPs の自発的な、十分に知らされた、安全な、威厳のあるまた持続可能な帰還、または、適当と認められる場合に、彼らの現地への統合若しくは第三国への移転をそしてその文民保護任務の文脈の範囲内で認めることに資する条件を創り出すことを要求し、IDPs の保護を強めるための更新された取組のための UNAMID の計画を歓迎し、これらの帰還が、本質的に、自発的でありまた十分に知らされた範囲を検証するため制度設立の必要性を強調し、そしてダルフルールにおける恒久的な解決の実現のために土地問題に対処することの重要性を強調する。

業務上の課題

37. UNAMID に対するあらゆる攻撃を非難し、UNAMID に対するあらゆる攻撃または攻撃の脅しは、受け入れられないことを強調し、そのような攻撃の再発がないことと迅速且つ徹底した調査の後で責任を有する者が責任を問われることを要求し、ダルフルールにおける平和という大義のために公務中に尊い犠牲を払った UNAMID 要員に対し敬意を表し、UNAMID に対し、国際連合要員と設備を守るため交戦規則の範囲内であらゆる必要な措置を講じることを促し、平和維持要員を攻撃した者に対する現行の刑事責任の免除を非難し、そしてこれに関連してスーダン政府に対し、そのようなあらゆる犯罪の全ての実行者を訴追するためできるだけ努力することとこの目的のために UNAMID と協力することを促す。

38. 査証の発給と UNAMID の輸送の許可、移動の自由および渡航文書の処理における最近の改善を認め、UNAMID の幾つかの構成部分、特に人権部門が、対象を特定した査証制限、UNAMID コンテナの処理における現行の遅延、ダルフル全体の前夜間パトロールの実施についてスーダン政府からの制限および時宜にかなった方法で共同体間紛争の出来事がある地区へ UNAMID が到達することを妨げているその他の制限を含む、スーダン政府、民兵集団および武装運動による危険な状態、犯罪行為および著しい移動の制限によって生ずる移動およびアクセスの制限、に苦しみ続けていることを含めて、その職務権限の履行において UNAMID への妨害が残っているというその懸念をくり返し表明し、ダルフルにおける全ての当事者に対し、その安全且つ移動の自由を確実にすることによるものを含めて、UNAMID の職務権限の完全且つ適切な遂行に対するあらゆる障害を取り除くことを求め、そしてこれに関連して、その様々な機関およびあらゆるレベルの現地の政府組織と緊密に意思疎通を図り共同しているスーダン政府が、完全にまた遅滞なく部隊の地位協定、特に紛争の影響を受けた地区におけるパトロールに関連する規定および飛行許可並びに UNAMID の航空資産の使用、スーダンへの通関港での UNAMID の装備と食糧の時宜を得た処理、および査証の時宜を得た発給に対する障害の除去に関する規定、を再び約束しそして遵守することを要求する。

出口戦略

39. その職務権限の履行における各国際連合平和維持ミッションの進展の安全保障理事会による定期的な再検討の重要性を強調し、決議 2173 (2014) の第 7 項で安全保障理事会が要請したように、その出口戦略を含む、UNAMID の将来について勧告をする事務総長の取組に留意し、UNAMID の長期の計画は、2012 年 10 月 16 日の事務総長報告書 (S/2012/771) に規定されそして 2014 年 2 月 25 日の事務総長報告書 (S/2014/138) と 2014 年 4 月 15 日の事務総長報告書 (S/2014/279) (添付文書) においてその後に改良されたミッションの達成条件に向けた進展に基づくべきであるということに同意し、この決議で決定された UNAMID の再構成は、これらの達成条件の実現に向けて進展を為すことを目的としていることを強調し、そして事務総長が、2015 年 5 月 26 日の事務総長報告書 (S/2015/378) において、ダルフルにおける敵対行為の停止で始まっているダルフルにおける政治的解決および政府と非署名武装運動との間の直接会談は、ダルフルにおいて平和を再構築することに欠くことのできないものであることまたこれらの達成条件の成就にとって基本であることを強調した。

40. ミッションの業務に関連する業務上のまた兵站的な問題の議論並びにミッションの達成条件に従った出口戦略の策定を含む、特に三者調整機構の枠組と過去一年間の共同作業部会における国際連合、アフリカ連合およびスーダン政府との間の協議に留意する。

報告

41. 事務総長に対し、以下のことを含めて、この決議の採択の後の 60 日毎に安保理に報告することを要請する。

(i) 誰が行ったものであれ、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、暴力事件および文民に対する攻撃に関する詳細な報告を含む、ダルフルールにおける政治的、人道的および安全上の状況に関する情報。

(ii) UNAMID に対する攻撃または攻撃の脅威に関するものを含む、部隊の地位協定に関する違反、紛争のあらゆる当事者により行われた国際人道法の違反、並びにアクセス制限および通関手続と査証に関するものなどの著しい業務上の障害に関する情報。

(iii) UNAMID の戦略的優先事項と達成条件の成就に向けた発展と進展。

(iv) UNAMID の軍事および警察部門の削減の進展と保護の必要性および人権の違反と侵害に関するものを含む、その影響を含む、特別報告書において為された勧告の実施に関する進展。

(v) 共同体間紛争の根本的な推進者に戦略的に対処することと共同体間紛争の予防と解決に関する発展と進展。

(vi) UNAMID が直面している課題に対処することにおける発展と進展。

(vii) 女性と子どもに対して犯されたものを含む人権の侵害と違反並びに国際人道法違反に関する強化された、詳細なそして完全な情報。

(viii) 女性の完全且つ効果的な参加に関する進展を含む、現地の紛争解決メカニズムに対する UNAMID の支援に関する発展。

(ix) この決議の履行に関すること。

42. 事務総長に対し、UNAMID について次の隔月報告書において DDPD の履行状態の評価を提供することを要請する。

43. この問題に引き続き取り組むことを決定する。